主 文原判決中被告人の有罪部分を破棄する。本件を大津地方裁判所に差し戻しする。

理 由

当裁判所は先づ職権で原判決の擬律の当否を検するに

次に原判決は第二事実として、被告人はAと共謀の上、昭和二十六年三月 十日頃政府の免許を受けないで四斗甕を容器として蒸米約七升、米麹約七升、水約 -斗五升を原料として仕込み醗酵させてその頃アルコール分約十二度の清酒醪約四 斗ができると(一)内約三斗はそのままとして清酒醪約三斗を製造し(二)内約一斗の醪を同月十三、四日頃瀘過してアルコール分約十二度の清酒約七升を製造したの事実を認定し、右(一)と(二)とは各独立した犯罪とし、夫々刑法第六十条 酒税法第六十条第一項罰金等臨時措置法第二条を適用し、(一)の点につき罰金五 千円(二)の点につき罰金一万五千円の言渡をしている。 しかし原判決挙示の証拠 によれば、本件は被告人は政府の免許を受けないで清酒を製造する目的で、右判示 の如く一個の甕に一回に原料の仕込をして醪約四斗を製造し、その醪の一部約一斗 を瀘過して清酒約七升を造り、残醪約三斗でも清酒を造る目的であつたところ、 の運びに至らない前に検挙せらるるに至ったと云う事実関係にあることが明らかであるから、斯る事実関係にある場合に於て被告人の醪及び清酒の密造が原判決認定 の如く二個の独立した犯罪を成立するものか否かを検討する必要がある。被告人が 最初製造した醪約四斗は一個の甕に一回仕込み同時にできたもの即ち一個の行為に より生じた一団のものであるが、その内の一部を瀘過して清酒を造つたに過ぎな い。今若し被告人が残部の約三斗の醪を瀘過して清酒を製造した際に発覚したもの としたら最初の清酒の製造と、残醪による清酒の製造とを二個の密造としないで包括的に一個の犯罪が成立するものとすることに何人も異存はないであろう。又若し 醪約匹斗ができただけで未だ少しも清酒を製造しない間に発覚したとしたら醪約四 斗の密造として一個の犯罪を認めることであるとすることも亦明らかであろう。然 らばその醪の一部から清酒を製造したからと云つて、この場合に二個の犯罪が成立 するとせば彼此権衡が保てない。

又酒税法第十四条第十六条の規定によれば、酒類又は醪を製造しようとするものはそれぞれ政府の免許を受けることが必要であつて、只酒類製造の免許を受けたものはその外に醪製造の免許を受けなくともその酒類製造用の醪を製造することができることになつている。

而して醪は清酒製造の過程に於ける生成物であるから無免許にて清酒を製造した 罪の内には、その原料なる醪の免許製造罪は当然包含せらるること勿論であるが、 本件の如く原料たる醪の一部が残つている場合にこの醪の製造の点を如何に取扱う か、原判決の如く清酒製造の外醪製造の独立罪として取扱うことの不合理たること 前説明のとおりであるが、さりとてこの醪製造を不問に附することは酒税法制定の 趣意に鑑みてできない。

〈要旨〉酒税法第六十条第一項には「免許ヲ受ケズシテ酒類、酒母又ハ醪ヲ製造シ クル者ハ云々」と規定してあつて、〈/要旨〉酒類と醪とを同様に取扱い同一法条に規 定しているところよりすれば、この場合に於ては醪と清酒とを製造した同条項該当 の一罪と見るのが妥当であつて、本件に於ては未だ瀘過するところまで行かなかつ た醪約三斗と醪約一斗を瀘過して製造した清酒約七升とを密造したとの一罪を構成 するものと謂うべきである。

大審院の古い判例(明治四十二年(れ)第一六一一号同年十二月七日第一刑事部判決、刑録第十五輯第一七四四頁)によれば、酒類製造の免許を受けないで清酒製造の目的を以て醪若干を造り、その内幾部より清酒を製造し残醪は清酒製造前収税 官吏に差押へられたと云う本件と同様な事実関係にある場合に於てその醪と清酒の 密造は手段結果の関係あり刑法第五十四条を適用する場合であると判示している。 然しその当時に於ては酒に関しては酒税法に、醪に関しては酒母醪及麹取締法に夫 々規定し、法条及び刑罰を異にしていたのであるが、本件犯行当時に於ては酒税法 に一括規定しているのであるから、右大審院の判例と同一に論ずる必要もない。 仮りに大審院の見解に従うとしても刑法第五十四条を適用して処断するものであるから、原判決の如く独立せる二罪とすることはできない。 (裁判長判事 岡利裕 判事 國政真男 判事 石丸弘衛)